

令和8年度 廿日市市立小・中学校通学区域の弾力化

令和7年9月 廿日市市教育委員会

廿日市市教育委員会では、あらかじめ学校ごとに通学区域を設定し、就学すべき学校を指定していますが、一定の枠内で、住所地の指定学校以外の学校に通学できる通学区域の弾力的運用（通学区域の弾力化）を適用しています。

令和8年度に廿日市市立の小・中学校に入学予定の児童生徒も、この制度を使用することができます。ただし、この制度を適用して入学した場合は、原則、在学途中に学校を変更することはできませんので（保護者の住所変更等を除く）、このパンフレット等を参考にして慎重に学校を選択してください。

1 制度導入の目的

特色ある学校づくりの一層の促進と、保護者の学校選択機会の拡大を目的とします。

2 制度の内容

- ① 令和8年度の新1年生のみを対象とします。
- ② 4月以降の転入・転居時には選択できません。
3月31日までの転入・転居は、受入枠が残っていれば申請書を受け付けます。
- ③ 市立の全小・中学校の受入枠の範囲内で実施します。

【小学校】住所地の指定学校に隣接する小学校の中から選択できます。

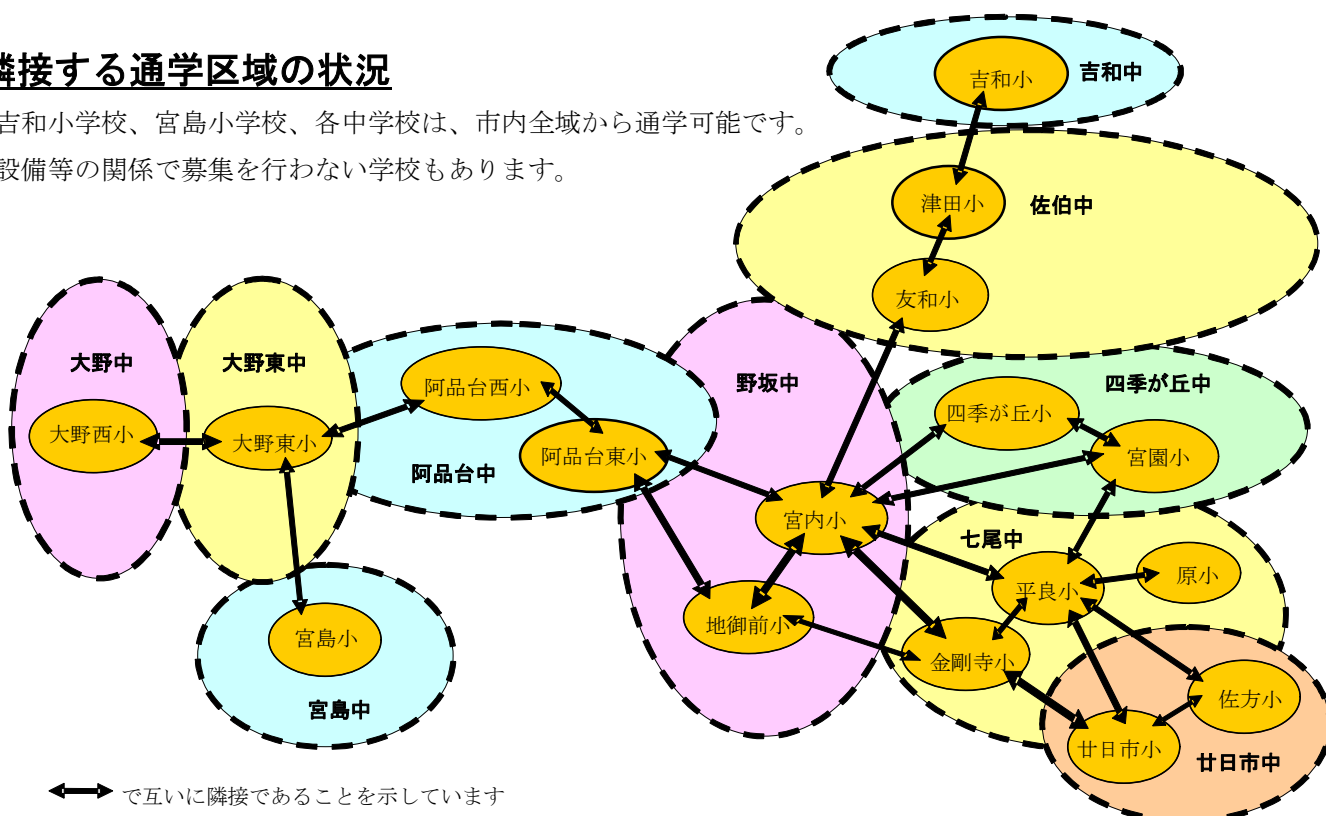
ただし、吉和小学校と宮島小学校は、市内のどこに居住していても選択できます。

【中学校】すべての中学校の中から選択できます。

- ④ 入学後の学校変更は、原則認めません。
- ⑤ 希望者が受入枠を超えた場合は、抽選となります。

隣接する通学区域の状況

- ・吉和小学校、宮島小学校、各中学校は、市内全域から通学可能です。
- ・設備等の関係で募集を行わない学校もあります。



3 制度を利用する場合の考慮事項

- 制度利用にあたり、学校の特色、登下校の安全、地域との関わり等を十分踏まえて慎重に決定してください。
- ① 住所地により定められた通学区域の指定学校を希望する場合、申請は不要です。
- ② 学校公開の日を設定していますので、学校を直接見学して判断してください。
- ③ 通学方法を必ず考慮してください。また、通学に係る経費は、保護者の負担となります。
- 特別支援学級は、希望学校に特別支援学級がある場合、または4月に特別支援学級の新設予定がある場合のみ対応が可能です。

4 手続きの日程

①申請書配布	10月1日(水)～	④公開抽選	12月8日(月)予定
②申請書受付	10月1日(水)～11月14日(金)	⑤辞退者受付	12月12日(金)まで
③希望校変更期間	11月21日(金)まで	⑥指定学校通知発送	令和8年1月中旬

- ・申請書は、廿日市市教育委員会と各小学校で配布します。
- ・市ホームページからもダウンロードできます。
- ・この制度を利用し、住所地の指定学校以外を希望する場合は、申請書を記入のうえ、廿日市市教育委員会学校教育課（廿日市市役所4階）へ持参してください。
- ※受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く。郵送不可）
- ・③希望校変更期間、④公開抽選、⑤辞退者受付は、受付時に書類等で説明します。



5 令和8年度の受入枠

教育条件が大きく変わらないことや、学校設備を考慮し、児童・生徒数が1学級当たり35名を超えないように受入枠を設定しました（児童・生徒数は現段階の推計値）。

小学校名	1年	小学校名	1年
廿日市小学校	10	宮園小学校	10
平良小学校	10	四季が丘小学校	5
原小学校	10	友和小学校	5
宮内小学校	5	津田小学校	10
地御前小学校	10	吉和小学校	10
佐方小学校	2	大野東小学校	10
阿品台東小学校	5	大野西小学校	10
阿品台西小学校	10	宮島小学校	10
金剛寺小学校	5		

中学校名	1年
廿日市中学校	5
七尾中学校	10
阿品台中学校	5
野坂中学校	5
四季が丘中学校	2
佐伯中学校	5
吉和中学校	10
大野中学校	5
大野東中学校	5
宮島中学校	2

6 指定学校変更許可基準

指定校よりも近い距離にある指定校以外の学校（※）や、指定校以外に通う兄弟姉妹と同じ学校（同時在籍に限る）に通学したい場合など、指定学校変更許可基準の要件を満たす場合は、この制度を使わずに変更することができます（受入枠の設定はありません）。



来年の1月中旬以降に「入学期日及び学校指定通知書」をご自宅に郵送します。「入学期日及び学校指定通知書」と、距離のわかる地図（※の場合）を持参して、学校教育課で手続きをしてください。